

発議第 14 号

松阪市議会委員会条例の一部改正について

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 10 月 17 日 提出

松阪市議会議員	西村友志
	松田俊助
	中村良子
	山本芳敬
	田中祐治
	川口保生
	久松倫正
	野口正夫
	水谷晴夫

松阪市議会委員会条例の一部を改正する条例

松阪市議会委員会条例（平成 17 年松阪市条例第 297 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数)」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第 5 条の見出しを「(特別委員会の設置等)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 7 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。